

「労働者協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書

我が国では、少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少しており、地域の様々な場面において、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野において、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっている。

その一方で、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルに応じた働き方へのニーズが高まっており、地域の課題解決と多様な働き方に対応した労働環境の整備が求められている。

こうした状況の中、労働者自らが出資し、事業を運営し、介護や子育て等の地域ニーズに応じた事業に取り組む労働者の協同組合に係る新たな法人制度の創設を求める声が高まっている。

労働者による協同組合は、自分らしい主体的な働き方を実現するとともに、多様な就労機会を創出し、その就労により持続可能な活力ある地域社会の実現に資するものであり、国会においても、これまで超党派の議員連盟による協同労働に係る法制化に向け様々な議論が行われてきたところであるが、今日まで法制化の実現には至っていない。

地域の課題を解決し、労働者の多様な働き方を確保するだけでなく、協同労働に対する社会全体の理解をより一層深めていくためにも、当該法律の整備が必要不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 出資と労働が一体となった組織であり、地域に貢献し、地域課題を解決するための労働者協同組合（仮称）の設立を可能とするため、「労働者協同組合法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 労働者協同組合（仮称）の設立に当たっては、その活動の健全な発展を促進するため、簡便な手続きで設立できるよう準則主義によるものとする。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）10月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣
（提出者）全議員